

任意後見制度利用の流れ

将来判断能力が低下した時に備える

1

任意後見契約 の準備



- 将来任意後見人になってくれる人(任意後見受任者)を探します。
- 将来どのように暮らしたいか、心配な事は何か、判断能力が不十分になった時に何をお願いするのか自分で考えます。
- 任意後見受任者と話し合い、依頼する内容を決めます。

2

任意後見契約 を締結



- 本人と任意後見受任者は一緒に公証役場に行き、任意後見契約を結びます。
- 公正証書による契約書を作成します。
- 法務局にその旨が登記されます。
- 専門職に契約書を作成してもらうこともできます。

判斷能力の低下

任意後見契約時に必要な書類・費用

- ① 本人について…印鑑登録証明書、戸籍謄本または抄本、住民票
- ② 任意後見受任者について…印鑑登録証明書、住民票

(留意事項)印鑑登録証明書、戸籍謄本または抄本、住民票は発行後3か月以内のものに限ります。そのほかに特定の財産(例えばアパートなどの不動産)の財産管理であれば対象の土地や建物の登記簿謄本等が必要な場合もあります。

費用:公正証書作成の基本手数料、登記嘱託手数料、法務局に納める印紙代、書留郵便料、正本謄本の作成手数料で約20,000円かかります。